

社会教育(生涯学習)事業体系		「社会教育法第20条 事業の目的」一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育学術・文化の事業・教養向上・健康増進・福祉の増進・文化振興等の事業を行う。			
年代(背景)	公的 社会 教育 活動(社会教育計画→公民館活動へ)	職員養成と研修計画	公民館の課題事業・実践活動	課題と学習活動	民間等の活動
s21 文部次官通牒 寺中構想 戦後復興			戦後復興	青空公民館	青年団、婦人会等
s22 教育基本法 → 教育委員会法 教育行政法			戦後復興	民主主義・基本的人権	地域公民館づくり
s25 社会教育法(公民館・図書館・博物館)、職員は社会教育に関する識見と経験を要する一専門性			新しい時代へ	生活改善	
s35 社会教育法一部改正 国庫補助制度 → 自治体の社会教育施設整備費助成 → 施設の機能と役務 → 館長・主事養成講座			経済成長	コミュニティ形成	
s40年代 地方自治体の社会教育体制整備の推進、事業活動の樹立 → 事業に対する専門的な知識・技術を要す(新しいコミュニティ形成)			習志野の社会教育体制整備(文化財保全・公民館・図書館)		
s45 家庭教育	・幼児家庭教育学級 (学社連携) ・明日の親学級 ・PTA家庭教育学級	(職員養成・研修) 国社研、県公連、 館長会、主事部会(市) ・家庭教育・学校教育の推進 ・社会教育との連携	・事業・活動プログラム化 ・講座プログラム化 ・学習プログラム化	社会教育に基づく 地域文化形成・学習 ・サークル活動・団体育成	カルチャーセンター
習志野市 文教住宅 都市憲章 3つの教育方	学校教育	・青・少年--子ども会育成会、単位子ども会 成人式 ・成人-- 学級 講座 教室 グループ活動 ・高齢者-- 学級 講座 クラブ活動 (シルバー人材、敬老会) ・団体育成 サークル研修 → 自立化支援	・職員研修 ・公連研修	・子ども若者の 人間形成と地域文化 ・地域の共同性の醸成 ・組織力・マネジメント力 ・地域の伝統文化等 文化力の創造・継承 (音楽文化等)	通信講座
急激な社会変化 新しいまちづくり 対応、コミュニティ形成 (46答申)	リカレント教育	・音楽・文化振興 → 習志野文化ホール、音楽協会、→第九合唱、学校音楽祭 ・公開大学講座(市内大学) → 市民大学(行政主催)	(地区学習園会議設置) ・会議の運営・指導 ・実技講習(広報、HP等) ・講演・講座・プログラム学習	(活動イノベーション) ・リカレント学びなおし ・活動のイノベーション	
生涯教育 (56答申)	生涯学習振興法 (04答申)	・市民カレッジ(教委) ボランティア育成 → 実践活動 「地区学習園会議活動」→(地域ネットワークづくり) → まちづくり学習会 ・まちづくり活動 会議→ 学習会→ 講座の開催 ・学びなおし・リカレント教育 (市民カレッジ → 協働活動) ・情報講座 (市民講座一行政) → 情報機器の活用 ソフトウェアの活用 ・国際交流	生涯学習とは、(地域人材の育成) h15文通達 「事業に対する専門的 知識・技術をする」 社会教育関係団体育成・支援	(2017地方創生方針) ・2018生涯学習の推進 ・文化振興計画づくり	協同事業(公民館50年の記念 研究開発事業)
(h09NPO法) h16-h20法人法改正 時代に対応する学習(生学審)		・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、歴史・文化、民俗、音楽・芸術 ・組織・マネジメント、法人化助言	・広報戦略化 ・組織・マネジメント →経営戦略化	・事業評価 →アウトカム指向 ←PDCAサイクル	
(h18中教審答申)→文科省 (h28地方創生)→ 総務省 h29 社教法改正→地域・学校協働←行政支援 (社会教育主事の役割)		防災・危機管理			

\* 上記表は、社会教育の生涯学習化への移行期(平成4年)職員主事部会で整理されたものを元に

公民館の施設統合、再生化を契機に中央館(菊田公民館)での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。

したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。

地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。

従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。

主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制)

- ・職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導
- ・時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント)
- ・地区館業務の遂行と窓口業務の委託。

・庶務・経理の励行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善

公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)

地域文化形成

- ・子ども若者の人間形成と地域文化振興
- ・地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育)
- ・地域の伝統文化等文化力の創造・継承  
(音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ)
- ・地域組織のマネジメント力(h29 社教法改正→地域・学校協働←行政支援)  
(社会教育主事の役割)

平成16年以降、行政改革、財政健全化策に対応すべく

教育委員会では社会教育施設(教育機関設置条例)に規定する公民館、図書館)における

施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの区別化)を推進するうえで、

・図書館における本来業務(蔵書整備・資料保存・レファレンス等)と施設管理・図書貸出業務の区分し

・公民館においても社会教育法に準じる事業(学級・講座活動)と施設管理・施設提供業務の区分した。

(経過)

学ぶこと→人間らしく生きる一学びの主体性→より良い社会形成へ

人間性 →個人の自由、平和な社会、民主主義、

82~87 中曾根内閣 三公社(国鉄、専売公社、電電公社)の民活・民営化  
→市場主義、経済活性化(レーガノミックス・サッチャリズム等)

84~87 臨時教育審議会(時限立法) →教育の民営化、市場化路線だったが、  
→内閣は、国家主義路線 →教育基本法改正の道筋 →憲法改正へ  
文部省は、教育の自由化論 →教育の公共性、教育の自由化論を発展させ、  
供給の自由から →学ぶ主体の自由へ  
→個人の尊厳、自由、学習の主体性の涵養が目的  
そこで、教育改革の視点を打ち出す

- ① 個性の重視(個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則) ←憲法13の人権規定に準拠、→生命、自由、幸福追求の権利を保障 →戦後の教育基本法に回帰へ
- ② 生涯学習体系への移行 →学校内外、年齢を問わず学ぶ、生涯教育から生涯学習へ ← 個人の尊厳規定に基づく
- ③ 変化への対応 (情報化・国際化) →30年前から、学習者の主体性を根拠とした

臨教審のパラドックス

文部省では、寺脇さん →総合学科の指導 ←普商工農科の序列化から、→学びながら考える → 社会への選択肢を考え、自らのカリキュラムを思考 →自らの行動  
小中の総合的な学習の視点、← 学習者の視点

2000 森内閣 教育改革国民会議 → 教育基本法の改正、道徳の教科化、奉仕活動の義務化

↓ 小泉内閣 米百俵 → 行革へ 中教審で検討へ  
教育の目的は、一前提、学問の自由、教育行政→不当な支配に服しない、(憲法との整合性を、教育とのリンクを確保)

2006 安倍内閣 教育基本法改正へ

第二次政権で 道徳教育の教科化 (文科省の面縦腹背、価値の押し付けでなく自ら考える、議論する)

↓  
教科書改訂 (教科書の定型化)

「星野君の2墨打」

監督の指示に従わず、ヒットを打ってしまった。

ルールを守る → 咎め、懲罰した

指導において

ルールの押し付けから

問題、課題の抽出

それぞれの立場からの議論へ

・指示は守るべき

・打つ自信があった

・ハント指示でなくヒッテンドラン

・出場停止でなく監督解任

などの議論、指導を(中断読み指導)→ 問いかけへ

(学ぶことの意義)←学ぶことがベース

学問の自由、教育・行政の関係の適正化、教えから学習者の主体性尊重を堅守する

・学習主体

自分で学ぶ→カリキュラム化→学習判断→行動へ

・行政

人、人材を大事にする

学習者を助け、支える

命令ではなく、応援していく

・現場主義

現場から出発し、学習を通しての課題解決、そして、現場に帰着する。

憲法精神→教育基本法理念→教育の樹立へ

教師の主体性

現実的な政治教育を →ガイドライン→クリティカルシンキング→